

2021年6月1日

損害保険ジャパン株式会社

【業界初】「消防団災害活動用自動車保険（別名：地域防災を支える保険）」の販売開始 ～地域の防災を支える消防団員に安心を提供～

損害保険ジャパン株式会社（取締役社長：西澤 敬二、以下「損保ジャパン」）は、地域防災の強化を後押しするため、「消防団員」が災害活動等を行うためにマイカーを使用している間の事故に対して、市町村等が加入する保険から優先して保険金をお支払いする、業界初[※]の「消防団災害活動用自動車保険（別名：地域防災を支える保険）」を開発し、2022年1月から販売します。

※ 2021年6月1日時点・当社調べ

1. 商品開発の背景

近年、地震・台風・集中豪雨・大雪・火山噴火等の大規模かつ多様な災害が発生しており、防災の中核として地域に密着して消防防災活動を担う「消防団」の重要性が益々高まっています。

一方で、その活動を支える消防団員数は、「個人の価値観の多様化」「少子・高齢化」「人口の都市集中化」等を背景に年々減少しています。活力ある消防団員の確保をいかに図っていくかが、各地域・市町村の切実な課題となっており、解決に向けた検討会の開催[※]等、様々な取り組みが行われています。

消防団員は、災害活動時には、移動手段としてマイカーを使用するケースも多く、移動中や災害活動等のために駐車している間の自動車の事故や損害については、消防団員個人が加入する自動車保険で対応する必要があります。そのため、保険の使用に伴う次契約の保険料アップという形で経済的な負担が発生してしまう課題がありました。

こうしたなか、総務省消防庁から、「消防団員が災害活動等のためにマイカーを使用している間の自動車事故」について、消防団員の個人的な負担軽減に向けた保険についての検討依頼がありました。

損保ジャパンは、保険の組成により、消防団員に個人的負担を生じさせることなく、安心して活動を行っていただき、また、消防団員の確保に貢献し、地域防災の一助となるよう「消防団災害活動用自動車保険（別名：地域防災を支える保険）」を開発しました。

※ 令和3年4月「消防団員の処遇等に関する検討会」中間報告書 参照（総務省消防庁 HP）

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-80/05/houkokusyo.pdf

2. 「消防団災害活動用自動車保険（別名：地域防災を支える保険）」の概要

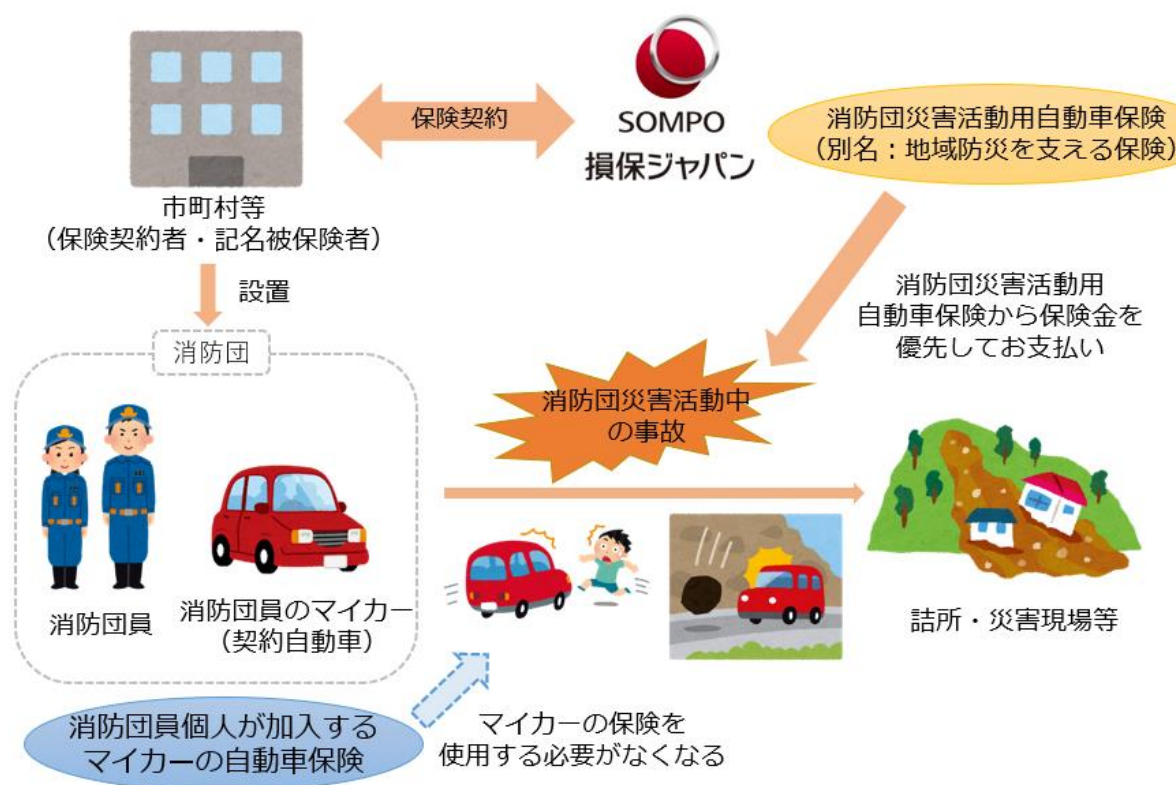
(1) 商品の概要

消防団員が消防団災害活動のためにマイカーを使用している間の事故については、「消防団災害活動用自動車保険（別名：地域防災を支える保険）」を優先して保険金をお支払いします。

これにより、この自動車保険の補償する範囲においては、消防団員個人が加入する自動車保険を使用する必要がなくなります。

契約者・ 記名被保険者	消防団を設置する市町村（一部事務組合※を含みます。） ※複数の市町村等の地方公共団体が、行政事務の一部を共同処理することを目的として設置する組織をいいます。
契約自動車	消防団員等が所有する自動車 （消防団災害活動のために使用することを事前に登録しているもの）
対象事故	消防団災害活動のために自宅等を出発した時から自宅等に帰着した時までの間に発生した事故 （注1）地震・噴火・津波自体によって生じた損害は対象外となります。 （注2）消防団災害活動のための移動に関して合理的な経路を著しく逸脱している間は補償されません。

<本商品のイメージ>



(2) 販売開始時期

2022年1月1日以降の保険始期契約から

3. 今後について

「消防団」は大規模災害時をはじめとして、地域の安全確保のために大きな役割を果たす組織です。自然災害リスクが高まるなか、地域防災の強化は、安心・安全な社会の実現において、今後も重要性が

増していきます。

損保ジャパンは、本商品を通じて、消防団員の皆さまが安心して活動できる社会の実現を目指し、SDGs 目標 11「住み続けられるまちづくりを」の取り組みに貢献するとともに、これからも社会課題をいち早く捉えた保険商品やサービスを開発していきます。

以上